

法制審議会における 保険法の見直しに関する審議の状況

平成19年9月18日

法務省民事局参事官

萩本 修



審議スケジュール

- 法制審議会への諮問, 保険法部会の設置
→3ページ, 4ページ →5ページ
平成18年9月6日 第150回会議
- 保険法部会における審議の開始
平成18年11月1日
- 中間試案の公表, 意見公募手続
→6ページ以下
平成19年8月14日~9月14日
- 保険法部会における要綱案の策定
平成20年1月ころ(予定)
- 法制審議会における要綱の決定, 法務大臣に対する答申
平成20年2月ころ(予定)
- 法案の提出
平成20年3月ころ(予定)



法制審議会への諮問(諮問第78号)

広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があると思われるので、別紙「見直しのポイント」に記載するところに即して検討の上、その要綱を示されたい。



(別紙) 見直しのポイント

第一 規律の内容の現代化について

- 一 商法が定める保険の種類を見直すとともに、損害保険契約及び生命保険契約に属さない傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定するものとする。
- 二 損害保険契約に関し、物を保険の対象とする物保険についてその機能に応じて規律を見直すとともに、現代社会で重要な役割を果たしている責任保険についてそのルールを整備するものとする。
- 三 生命保険契約に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性等にかんがみ、多様なニーズにこたえることができるように規律を見直すものとする。
- 四 その他、保険契約の成立、変動及び終了に関する規律について、保険契約者の保護、保険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等に配慮し、その内容を見直すものとする。

第二 現代語化その他の改正について

片仮名・文語体の法文を平仮名・口語体の法文に改めるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。

保 險 法 部 会 の 構 成

■ 委 員 (17名)

- 岩原紳作(東京大学教授)
- 上松公孝(三井住友海上火災保険株式会社経営企画部部長)
- 大村多聞(三菱商事株式会社コーポレート担当役員補佐)
- 岡田ヒロミ(消費生活専門相談員)
- 鎌田 薫(早稲田大学教授)
- 神谷高保(法政大学教授)
- 北沢利文(東京海上日動火災保険株式会社理事)
- 木村裕士(日本労働組合総連合会総合政策局長)
- 倉吉 敬(法務省民事局長)
- 後藤 博(法務省大臣官房審議官)
- 小林研一(日本生命保険相互会社取締役・常務執行役員)
- 丹野美絵子(消費生活専門相談員)
- 平澤宗夫(第一生命保険相互会社支配人)
- 山下友信(東京大学教授)【部会長】
- 山田誠一(神戸大学教授)
- 吉田 均(社団法人日本共済協会常務理事)
- 米山高生(一橋大学教授)

■ 幹 事 (12名)

- 大串淳子(弁護士(東京弁護士会所属))
- 大村敦志(東京大学教授)
- 沖野眞己(一橋大学教授)
- 尾島 明(内閣法制局参事官)
- 木下孝治(同志社大学教授)
- 始関正光(法務省民事局民事法制管理官)
- 洲崎博史(京都大学教授)
- 諏訪園健司(金融庁総務企画局企画課保険企画室長)
- 竹濱 修(立命館大学教授)
- 野村修也(中央大学教授)
- 萩本 修(法務省民事局参事官)
- 矢尾 涉(東京地方裁判所判事)



「保険法の見直しに関する中間試案」の構成

- 第1 保険法の適用範囲
- 第2 損害保険契約に関する事項
 - 1 損害保険契約の成立
 - 2 損害保険契約の変動
 - 3 保険事故の発生による保険給付
 - 4 損害保険契約の終了
 - 5 火災保険契約に固有の事項
 - 6 責任保険契約に固有の事項
- 第3 生命保険契約に関する事項
 - 1 生命保険契約の成立
 - 2 生命保険契約の変動
 - 3 保険事故の発生による保険給付
 - 4 生命保険契約の終了
- 第4 傷害・疾病保険契約に関する事項
 - 1 傷害・疾病保険契約の成立
 - 2 傷害・疾病保険契約の変動
 - 3 保険事故の発生による保険給付
 - 4 傷害・疾病保険契約の終了



「保険法の見直しに関する中間試案」の概要1 ～全体像～

- 商法第2編第10章(629条～683条)の見直し
 - いわゆる海上保険固有の規定は除外
 - 1頁, (前注)1

- 共済を規定の適用対象に含める
 - 1頁, 第1
 - これに伴い「保険」の意義を明文で定めるかどうかは検討課題
 - 1頁, 第1の(注1)

- 傷害・疾病保険についての規定を新設
 - 損害てん補方式の傷害・疾病保険の位置づけ
 - 1頁, (前注)2 27頁, 第4以下

- (片面的)強行規定を明示
 - いわゆる企業保険等については任意規定とする方向で検討
 - 1頁, (前注)3

目次

第一編 総則

- 第一章 通則(第一条—第三条)
- 第二章 商人(第四条—第七条)
- 第三章 商業登記(第八条—第十条)
- 第四章 商号(第十一条—第十八条)
- 第五章 商業帳簿(第十九条)
- 第六章 商業使用人(第二十条—第二十六条)
- 第七章 代理商(第二十七条—第三十一条)
- 第八章 雜則(第三十二条—第五百条)

第二編 商行為

- 第一章 総則(第五百一条—第五百二十三条)
 - 第二章 売買(第五百二十四条—第五百二十八条)
 - 第三章 交互計算(第五百二十九条—第五百三十四条)
 - 第四章 匿名組合(第五百三十五条—第五百四十二条)
 - 第五章 仲立營業(第五百四十三条—第五百五十条)
 - 第六章 問屋營業(第五百五十一条—第五百五十八条)
 - 第七章 運送取扱營業(第五百五十九条—第五百六十八条)
 - 第八章 運送營業
 - 第一節 総則(第五百六十九条)
 - 第二節 物品運送(第五百七十条—第五百八十九条)
 - 第三節 旅客運送(第五百九十条—第五百九十二条)
 - 第九章 寄託
 - 第一節 総則(第五百九十三条—第五百九十六条)
 - 第二節 倉庫營業(第五百九十七条—第六百二十八条)
 - 第十章 保險
 - 第一節 損害保險
 - 第一款 総則(第六百二十九条—第六百六十四条)
 - 第二款 火災保險(第六百六十五条—第六百六十八条)
 - 第三款 運送保險(第六百六十九条—第六百七十二条)
 - 第二節 生命保險(第六百七十三条—第六百八十三条)
- 第三編 海商
- 第一章 船舶及ビ船舶所有者(第六百八十四条—第七百四条)
 - 第二章 船長(第七百五条—第七百三十六条)
 - 第三章 運送
 - 第一節 物品運送
 - 第一款 総則(第七百三十七条—第七百六十六条)
 - 第二款 船荷証券(第七百六十七条—第七百七十六条)
 - 第二節 旅客運送(第七百七十七条—第七百八十七条)
 - 第四章 海損(第七百八十八条—第七百九十九条)
 - 第五章 海難救助(第八百条—第八百四十一条)
 - 第六章 保險(第八百四十一条—第八百五十一条)
 - 第七章 船舶債權者(第八百四十二条—第八百五十一条)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要2 ～契約の成立関係①～

■ 告知義務

□ 自発的申告義務 → 質問応答義務

□ 2頁, 第2の1(3)ア 19頁, 第3の1(3) 28頁, 第4の1(3)

□ いわゆる告知妨害等があった場合のルールの特化を提案

■ 告知妨害等の主体, 要件等が検討課題

□ 2～3頁, 第2の1(3)イの②と(注1) 19頁, 第3の1(3) 28頁, 第4の1(3)

□ 告知義務違反を理由とする解除の効果

■ A案(現行商法のオール・オア・ナッシング主義を維持)か B案(プロ・ラタ主義を採用)か

□ 3頁, 第2の1(3)エ 19頁, 第3の1(3) 28頁, 第4の1(3)

□ 他保険契約の告知

■ 規定を設けるかどうかを検討課題

□ 4頁, 第2の1(3)の(危険に関する告知関係後注) 19頁, 第3の1(3) 28頁, 第4の1(3)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要3 ～契約の成立関係②～

■ 遡及保険

- 当事者等が保険事故の既発生・不発生を知っていれば無効 → モラルハザードの防止に留意しつつ、無効とする範囲を限定
 - 5頁, 第2の1(5) 19頁, 第3の1(6) 28頁, 第4の1(6)

■ 保険契約の無効・取消しによる保険料の返還


- 保険契約者等が無効・取消しの原因につき善意・無重過失のときにのみ返還 → モラルハザードの防止に留意しつつ、返還すべき場合を拡大
 - 5頁, 第2の1(6) 20頁, 第3の1(7) 28～29頁, 第4の1(7)

■ 保険証券

- 保険契約者からの請求により交付 → 請求の有無にかかわらず契約成立後遅滞なく交付
 - 5頁, 第2の1(7)の① 20頁, 第3の1(8)の① 29頁, 第4の1(8)

■ 募集や契約締結時のルール

- 契約法上規定を設けるかどうかを検討課題
 - 6頁, 第2の1の(損害保険契約の成立関係後注) 20頁, 第3の1の(生命保険契約の成立関係後注) 29頁, 第4の1の(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)1



「保険法の見直しに関する中間試案」の概要4 ～契約の変動関係～

■ 危険の増加

- 保険契約者等の責めに帰すべき事由によって危険が増加すれば契約は失効 → 直ちに契約が失効するものとはせず、無保険状態が生ずることを避けつつ、危険の増加に応じた手当てを設ける
 - 6頁, 第2の2(1) 23頁, 第3の2(3) 29頁, 第4の2(3)

■ 危険の減少

- 契約時に斟酌した特別の危険の消滅時にのみ保険料の減額請求可 → 危険が減少したとき一般に保険料の減額請求可
 - 7頁, 第2の(2) 23頁, 第3の2(4) 29頁, 第4の2(4)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要5 ～保険給付関係～

■ 保険金の支払時期

- 規定を新設し、保険者が遅滞の責任を負うこととなる時期を明示(一定の日数を法定するかどうかは検討課題)

- 11頁, 第2の3(7) 24頁, 第3の3(2) 30頁, 第4の3(2)

■ 保険者の免責

- 現行法のルールを基本的に維持(いわゆる地震免責を法定の免責事由とするかどうか、自殺免責の免責期間を一定の期間に限定するかどうか等が検討課題)

- 12頁, 第2の3(9) 17頁, 第2の6(2) 24頁, 第3の3(4) 30頁, 第4の3(4)

■ 保険金の請求や支払時のルール

- 契約法上規定を設けるかどうかを検討課題

■ 保険金請求権の差押え禁止

■ 保険者の財産に対する一般先取特権

- いずれも規定を設けるかどうかを検討課題

- 13頁, 第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)
25頁, 第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)
30頁, 第4の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要6 ～契約の終了関係～

- 保険契約者による任意解除
 - 保険者の責任開始の前にのみ任意解除を肯定 → 保険者の責任開始の前後を問わず任意解除を肯定
 - 13頁, 第2の4(1) 25頁, 第3の4(1) 31頁, 第4の4(1)
- 重大事由による解除
 - 規定を新設し, 保険金詐欺等のモラルハザードに対処
 - 13～14頁, 第2の4(2) 25頁, 第3の4(2) 31頁, 第4の4(2)
- いわゆる保険料不可分の原則
 - 画一的に採用することはしない(特約がない限り, 未経過期間に相当する保険料は返還)
 - 15頁, 第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)2
- 保険料不払を理由とする契約解除の催告
 - 催告を不要とする約定の効力に関する規定を設けるかどうか検討課題
 - 15頁, 第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)3 26頁, 第3の4の(生命保険契約の終了関係後注) 31頁, 第4の4の(傷害・疾病保険契約の終了関係後注)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要7 ～損害保険関係～

■ 超過保険

- 契約締結時に保険金額が保険価額を上回る場合、契約のうち超過部分は無効 → 超過部分も有効とし、保険契約者に保険金額及び保険料の減額請求を認める
 - 8頁, 第2の2(3)

■ 重複保険

- 保険金額の合計が保険価額を上回る場合、超過部分の契約は無効 → 超過部分の契約も有効とし、各保険者は被保険者との関係では各契約の内容に従って保険金支払責任を負うものとする(あわせて保険者間の求償を認める)
 - 10頁, 第2の3(6)

■ 責任保険

- 損害賠償の被害者が、加害者を被保険者とする責任保険の保険金から、優先的に被害の回復を受けることができるようにするための規定の新設を提案
- どのような場合に、どのような要件の下で、どのような法的な枠組みによってこれを実現するかが検討課題
 - 16頁, 第2の6(1)

「保険法の見直しに関する中間試案」の概要8 ～生命保険，傷害・疾病保険（定額給付）関係①～

■ 金銭の支払以外の保険給付

- これを許容することの当否，他の規定との関係等が検討課題
 - 17頁，第3の1(1) 27頁，第4の1(1)

■ 他人を被保険者とする保険契約

□ 被保険者の同意

- これを原則として契約の効力要件とする現行法のルールを基本的に維持
- 同意を効力要件としない場合の範囲，同意の書面性，被保険者が未成年者等である場合の同意の在り方，死亡保険金額の上限設定等が検討課題
 - 18頁，第3の1(2)ア，（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注） 27頁，第4の1(2)ア，（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）

□ 被保険者の意思による契約関係からの離脱を認めることを提案

- 契約関係からの離脱を認める要件，法律構成等が検討課題
 - 18頁，第3の1(2)イ 28頁，第4の1(2)イ


「保険法の見直しに関する中間試案」の概要9 ～生命保険，傷害・疾病保険（定額給付）関係②～

■ 保険金受取人の変更

- 保険金受取人の変更は契約時に変更権を留保した場合にのみ可 → これを原則自由化
 - 21頁，第3の2(2)ア 29頁，第4の2(2)
- 保険金受取人の変更の意思表示の相手方を明示
 - A案(保険者とする考え方)かB案(保険者，保険金受取人又は変更によって保険金受取人となるべき者とする考え方)か
 - 21頁，第3の2(2)イ 29頁，第4の2(2)
- 遺言による保険金受取人の変更の明文化
 - 22頁，第3の2(2)ウ 29頁，第4の2(2)

■ 保険金受取人等の意思による保険契約の存続

- 保険契約者の債権者や破産管財人が保険契約を解除しようとしたとしても，保険金受取人等が解約返戻金相当額を支払うことによって契約を存続させることができるようにするための規定の新設を提案
- どのような契約について，どのような法律構成でこれを実現するかが検討課題
 - 23頁，第3の2(5) 29頁，第4の2(5)



「保険法の見直しに関する中間試案」の概要10 ～生命保険, 傷害・疾病保険(定額給付)関係③～

- 保険料積立金等の支払
 - 保険期間満了前に保険契約が終了した場合に保険者が保険契約者に支払うべき保険料積立金等に関する一般的な規定を設けることを提案
 - 具体的な金額をどのように定めるか, 契約の終了事由ごとに区別すべきか等が検討課題
 - 26頁, 第3の4(5) 31頁, 第4の4(5)

- 契約前発病不担保条項【疾病保険関係】
 - 契約法上規定を設けるかどうかを検討課題
 - 29頁, 第4の1の(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)2